

養蜂振興法及び北海道蜜蜂転飼条例に係る事務取扱要領

I 蜜蜂の飼育

1 飼育形態の区分及び定義

(1) 「業として蜜蜂の飼育を行う者」

「蜜蜂又は蜂蜜、蜜ろう若しくはローヤルゼリー等の蜜蜂による生産物」（以下、「蜜蜂による生産物」という）を販売等に供することを目的として、蜜蜂の飼育を行う者をいう。

なお、「販売等」とは、蜜蜂による生産物を利益を得て譲渡、貸出することを行い、単に金銭的な利益だけでなく、蜂蜜による生産物を広告用に無償配布する場合や、自己の商品の原材料に利用し、当該商品を有償で提供する場合を含む。

(2) 「趣味として蜜蜂の飼育を行う者」

小規模の蜜蜂を飼育し、かつ蜜蜂による生産物を自家用にのみ供する者をいう。

なお、北海道における「小規模」とは、趣味として蜜蜂を飼育する場合で、実群数で2群までの規模とする。

また、「自家用」とは、自家で供する場合のほか、社会通念上、私的な交際の範囲で無償で配布する場合も含む。

(3) 「農作物等の花粉受精の用に供するための飼育」

花粉受精を行おうとする自らの農作物の作付規模に対して妥当な群数の蜜蜂を、数週間～数ヶ月間の必要な期間、一時的に飼育することをいう。

(4) 「試験研究の用に供するための飼育」

密閉構造の飼育管理設備で蜜蜂の飼育を行い、かつ蜜蜂による生産物を販売等に供しない飼育形態をいう。

2 蜜蜂を飼育する者の責務

蜜蜂を飼育する全ての者は、関係法令を遵守するほか、次の事項を守らなければならない。

(1) 伝染病の予防

家畜伝染病予防法を遵守し、法定伝染病（腐蛆病）、届出伝染病（バロア病、チョーク病、アカリダニ症、ノゼマ病）の発生を予防し、まん延を防止するよう努めなければならない。

中でも、法定伝染病である腐蛆病に感染すると、巣箱自体が焼却処分となるほか、周辺の養蜂家も移動規制される場合もあるので、十分な注意が必要である。

(2) 近隣住民への危害防止

巣箱の設置場所の選定については、周囲への十分な配慮が必要であり、特に次の項目についてよく検討し、あらかじめ設置する市町村に相談すること。

① 直接的に、近隣住民等に危害を及ぼさないこと。

② スズメバチや熊などを呼び込む誘因となり、近隣住民に対する間接的な危害の原因とならないこと。

(3) スズメバチ対策

スズメバチは、一度蜜蜂の巣箱を見つけると、次回以降は複数で襲撃するため、

近隣の住民に重篤な危害が及ぶ場合があるので特に注意すること。

(4) 越冬に係る留意点

- ① 越冬の状態によってはダニ等が活性化し、病気を引き起こしやすいので、十分な管理に努めること。
- ② 越冬後の春先は、巣門を解放し、蜂が一斉に飛び出す際に、脱糞による糞害を引き起こす場合があるため、住宅密集地を避けて越冬すること。

II 蜜蜂の飼育に係る事務手続き

1 必要な手続きについて

(1) 事前調整

地元市町村に対する相談、地域における蜂群の配置調整
〔書式1「蜜蜂飼育に関する調書」〕

(2) 飼育の届出

法第3条の規定に基づく届出
〔書式2-1「蜜蜂飼育届出書・蜜蜂飼育変更届出書」〕

(3) 転飼許可申請

- ① 北海道外から蜜蜂を転飼する場合：法第4条の規定に基づく許可
〔書式3-1「蜜蜂転飼許可申請書」〕
- ② 北海道の区域内で蜜蜂を転飼する場合：条例第3条の規定に基づく許可
〔書式4-1「蜜蜂転飼許可申請書」〕

(4) 腐蛆病検査の受検

家畜伝染病予防法ほか関係法令の規定に基づき、毎年腐蛆病検査を受検すること。

表1. 蜜蜂の飼育形態別事務手続き

区 分	配置調整	飼育届の提出	転飼許可申請	腐蛆病検査
Iの1の(1)に該当する者 (業として蜜蜂を飼育する者)	○	○	○	○
Iの1の(2)に該当する者 (趣味として蜜蜂を飼育する者)	○	○	-	○
Iの1の(3)・(4)に該当する者 (花粉受精・試験研究)	-	-	-	○

2 蜜蜂の飼育に係る事務手続きの留意事項

(1) 事前調整について

- ① 蜜蜂の飼育・転飼については、人畜に危害を与えることのないよう周辺状況について十分に配慮し、また、伝染病まん延防止の観点から、蜜蜂を設置する場所を管轄する市町村（農林部局）に相談するとともに、家畜保健衛生所に連絡すること。
- ② 自己所有地以外の土地を利用する際に、土地所有（管理）者に確認した土地地番については、改めて市町村等に確認し、確実な所在地地番により手続きす

ること。

- ③ 既存の蜜蜂飼育者が近隣にいる場合、養蜂業の円滑な振興を期すため、北海道養蜂協会各地区養蜂組合が原則年1回主催する調整会議において、事前に協議すること。

蜜蜂飼育者同士の設置場所は、互いに半径3km以上（蜂場相互の距離が6km以上）の距離をおくことを基準として、蜜源に対し蜂群数が著しく過剰にならないことを確認し、調整会議において地区養蜂組合長が決定することとする。

ただし、札幌市都市養蜂に係る事前調整は別途実施することとし、その取扱いとは別紙のとおりとする。

なお、道（振興局）及び市町村は、必要に応じて調整会議に立会するものとする。

ア 調整会議は地区養蜂組合が開催する。

各地区における調整会議の日程については、北海道養蜂協会が集約して北海道に報告するものとし、北海道は各振興局・市町村に情報提供するとともに、ホームページで告知する。

イ 蜜蜂を新規に飼養しようとする者、または増群や飼育場所を変更しようとする者は、蜜蜂飼育に関する調書（【書式1】参照。以下「調書」という。）を作成し、調整会議に諮り、その了承を得るものとする。

なお、調書は、別に定める期限までに、北海道養蜂協会会員にあっては、北海道養蜂協会各地区養蜂組合長に、会員以外の養蜂業者にあっては設置場所を管轄する総合振興局・振興局（農務課）に提出すること。

ウ 地区養蜂組合長は調整結果を調書提出者に文書により通知するとともに、各地区の調整会議の結果については、北海道養蜂協会が集約してすみやかに北海道に報告するものとし、北海道は関係振興局を通じ市町村に通知する。

(2) 蜜蜂飼育届について

法第3条第1項（蜜蜂の飼育の届出） 法第3条第3項（届出の変更） 法施行規則第1条（届出） 法の施行について 「2 蜜蜂を飼育する者の届出について」 法施行細則 別記第1号様式（蜜蜂飼育届出書・蜜蜂飼育変更届出書）

① 蜜蜂飼育届の記載事項等

ア 住所及び氏名（法人の場合にあっては名称及び代表者氏名）

イ 1月1日現在の蜜蜂飼育状況

1月1日現在に所有する全ての蜂群について、飼育場所及び飼育蜂群数を記載すること。

飼育場所は、地番まで記載すること。

ウ 蜜蜂飼育計画

1月1日から12月31日までの1年間に係る全ての採蜜場所、花粉交配のための移動場所について、群の増・減計画を含めて記載すること。

② 蜜蜂飼育届の様式

飼育届は、「法施行細則」別記第1号様式「蜜蜂飼育届・蜜蜂飼育変更届出書」（【書式2-1】参照）により届け出ること。

ただし、記載欄が不足する場合は、蜜蜂飼育届・蜜蜂飼育変更届出書（別紙）（【書式2-2】及び【書式2-3】参照）を使用すること。

③ 添付書類

ア 土地貸与承諾書

1月1日現在蜜蜂飼育状況に記載されている飼育場所が、自己所有地以外である場合は、土地貸与承諾書（【書式6-1】又は【書式6-2】参照）を添付すること。

なお、届出者は、土地貸与承諾書を土地所有者から受領する前段において、当該土地を管轄する市町村へ出向き、その土地地番を確実に確認するとともに、その所有者について確認すること。

土地貸与承諾書に記名、押印した土地所有者が、その所有権を何らかの事情で失っている場合は、新たに当該土地の所有権を有する者から速やかに土地貸与承諾書を受領し、道に提出すること。

イ 行政機関等が発行する承諾（許可）書等の写し

自己所有地以外の飼育場所が、行政機関等の管理する土地である場合は、当該行政機関等が発行する承諾（許可）書等の写しを添付すること。

ウ 蜂群設置場所図面

1月1日現在蜜蜂飼育状況に記載されている道内の全ての飼育場所について、蜂群設置場所図面（【書式8】参照）を添付すること。

ただし、次年度以降について、当該蜂群設置場所及び土地地番等に変更が生じない場合は、当分の間、提出は不要とする。

④ 蜜蜂飼育届の変更

第3条第3項に基づく届出の変更は、「法施行細則」別記第1号様式「蜜蜂飼育届出書・蜜蜂飼育変更届出書」（【書式2-1】参照）により速やかに提出すること。

(3) 北海道外から移動してくる蜜蜂の転飼（以下1次転飼という）について

法第4条（転飼養蜂の規制）

法施行規則第2条（転飼養蜂の許可申請）

法施行細則 別記第2号様式（転飼の許可の申請）

法の施行について 「3 転飼養蜂の規制について」

法の施行について 「4 転飼の許可について」

法の施行について 「6 転飼許可に関する手数料について」

地方公共団体の手数料の標準に関する政令

北海道農政部手数料条例第2条別表及び第3条

北海道収入証紙条例施行規則

① 1次転飼申請に係る記載事項

- ア 現住所、通信連絡場所及び電話番号
- イ 氏名（法人の場合にあつては名称及び代表者の氏名）
- ウ 転飼しようとする場所及び土地所有者の住所及び氏名
転飼する全ての蜂群について、転飼場所、蜂群数を記載すること。
飼育場所は、地番まで記載すること。
- エ 最大計画蜂群数
蜂群は、転飼場所毎に、転飼期間中の最大となる予定の数を記載すること。
- オ 転飼期間
転飼期間は、転飼を開始する可能性のある最初の日から、他の場所へ移動する予定日までの、計画上最大限の期間を記載すること。
- カ 飼養管理者の住所及び氏名

② 転飼許可に関する手数料納付について

「法の施行について」6に記載がある手数料については、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」により、全国的に統一して定められており、「北海道農政部手数料条例」第2条別表及び第3条により、北海道収入証紙により納めること。

なお、北海道収入証紙の取扱いについては、北海道収入証紙条例施行規則による。

ア 転飼許可申請手数料

1 場所につき150円に蜂群数を乗じて得た金額。

（ただし、その金額が2,300円を超えるときは、2,300円）

イ 申請者は、手数料額の証紙を、申請書（原則上段）の余白に貼付し、申請書の紙面と証紙の彩紋とにかけて、印章又は署名により鮮明に消印して提出すること。

③ 1次転飼申請の様式

当該転飼申請は、「法施行細則」別記第2号様式「蜜蜂転飼許可申請書」（【書式3-1】参照）により提出すること。

ただし、「転飼場所の記載欄」が不足する場合は、「蜜蜂転飼許可申請書（別紙）」（【書式3-2】参照）に続けて記載すること。

なお、【書式3-2】蜜蜂転飼許可申請書（別紙）は、【書式3-1】蜜蜂転飼許可申請書に、ホチキス等で離れないよう添付し、必ず割印すること。

また、北海道収入証紙は、蜜蜂転飼許可申請書（【書式3-1】参照）に貼付し、必ず消印すること。

④ 添付書類

ア 土地貸与承諾書

上記の申請書に記載された転飼場所が、自己所有地以外である場合は、土地貸与承諾書（【書式6-1】又は【書式6-2】参照）を添付すること。

なお、申請者は、土地貸与承諾書を土地所有者から受領する前段において、当該土地を管轄する市町村へ出向き、その土地地番を確実に確認するとともに、その所有者について確認すること。

土地貸与承諾書に記名、押印した土地所有者が、その所有権を何らかの事情で失っている場合は、新たに当該土地の所有権を有する者から速やかに土

地貸与承諾書を受領し、これを申請書に添付すること。

イ 行政機関等が発行する承諾（許可）書等の写し

自己所有地以外の飼育場所が、行政機関等の管理する土地である場合は、当該行政機関等が発行する承諾（許可）書等の写しを添付すること。

ウ 確認書または申立書

イの行政機関等の承諾（許可）等の申請事務と、1次転飼の申請事務に、日程的な時期の差が生じるなどの理由により、やむを得ず承諾（許可）などが得られなかった場合は、次のとおりとする。

(ア) 北海道養蜂協会会員にあっては、確認書（【書式7-1】参照）により、当該蜂群設置場所を管轄する地区養蜂組合長を経由の上提出するものとし、行政機関等から承諾（許可）書等が交付され次第、写しを速やかに提出すること。

ただし、飼育・転飼養蜂業者と地区養蜂組合長が同一である場合は、当該地区養蜂組合の構成員（第3者）が地区養蜂組合長に替わって確認書を提出すること。

(イ) 会員以外の申請者にあっては、申立書（【書式7-2】参照）を、当該蜂群設置場所を管轄する総合振興局・振興局に提出するものとし、行政機関等から承諾（許可）書等が交付され次第、写しを速やかに提出すること。

(ウ) 当該行政機関等から承諾（許可）書等が取得できなかった場合は、当該蜂群について新たに転飼申請を行い、適法に飼育できる場所に移動すること。

エ 蜂群設置場所図面

③の蜜蜂転飼許可申請書（1次転飼）に記載されている全ての転飼場所について、蜂群設置場所図面（【書式8】参照）を添付すること。

ただし、次年度以降について、当該蜂群設置場所及び土地地番等に変更が生じない場合は、当分の間提出は不要とし、新たに蜂群を設置する場所が生じた場合は、当該場所の申請時に、当該蜂群設置場所図面を添付すること。

オ 「腐蛆病検査証明書」の提出

(ア) 蜜蜂を道外から導入・移動する場合は、家畜伝染病まん延防止規則に基づき、道への移動直近の都府県が発行した「腐蛆病検査証明書」を、蜜蜂転飼許可申請書（1次転飼）に添付して提出すること。

(イ) やむを得ない理由で「腐蛆病検査証明書」の添付が遅れるものについては、蜜蜂の移動後速やか（原則、北海道への移動後30日以内）に、北海道養蜂協会会員にあっては地区養蜂組合を経由して設置場所を管轄する総合振興局・振興局（農務課）に、会員以外の養蜂業者にあっては設置場所を管轄する総合振興局・振興局（農務課）に提出すること。

(ウ) 「腐蛆病検査証明書」は、やむを得ない事情等がある場合を除き、原本を提出すること。

(4) 北海道の区域内で移動する蜜蜂の転飼（以下2次転飼という）について

条例第3条（許可）

条例施行規則第1条（許可の申請）

条例施行規則 別記第1号様式（蜜蜂転飼許可申請書）

- ① 2次転飼申請に係る記載事項
1次転飼申請に係る記載事項と同じ。
（Ⅱの2の(3)の① ア～カを参照）
 - ② 2次転飼申請の様式
当該転飼申請は、「条例施行規則」別記第1号様式「蜜蜂転飼許可申請書」（【書式4-1】参照）により提出すること。
ただし、「転飼場所の記載欄」が不足する場合は、蜜蜂転飼許可申請書（別紙）（【書式4-2】参照）に続けて記載すること。
なお、【書式4-2】蜜蜂転飼許可申請書（別紙）は、【書式4-1】蜜蜂転飼許可申請書に、ホチキス等で離れないよう添付し、必ず割印すること。
 - ③ 添付書類
1次転飼申請に係る添付書類と同じ。ただし、文中「1次転飼」となっている部分は、「2次転飼」と読み替えること。
（Ⅱの2の(3)の④ ア～オを参照）
- (5) 転飼の許可の変更について
転飼許可証が交付された以降、その許可内容に変更が生じるものについては、次のとおり取り扱う。
- ① 飼育場所の移動を伴わず、「住所及び氏名」、「飼養蜂群数」、「飼育期間」に変更が生じる場合
Ⅱの1の事前調整を経た上で「条例施行規則」別記第1号様式「蜜蜂転飼許可申請書」（【書式4-1】参照）を提出し、新たに知事の許可を得ること。
なお、飼養蜂群数が減少する場合、又は飼育期間が短縮する場合は、この限りではない。
 - ② 飼育場所の移動を伴わず、婚姻などにより氏名が変更となった場合、又は土地の分筆などにより飼育場所の地番等が変更された場合
すみやかに、「条例施行規則」別記第2号様式「蜜蜂転飼許可変更届」（【書式5】参照）を提出すること。
 - ③ 農薬・野生鳥獣などからの危害を防止するために緊急に蜂場を移動をする必要が生じた場合
すみやかに、「条例施行規則」別記第2号様式「蜜蜂転飼許可変更届」（【書式5】参照）を提出するとともに、移動先所在地を管轄する市町村に出向き、蜜蜂転飼許可変更届の写しを提出し、報告すること。
なお、この取扱いは次の条件を満たす場合にのみ該当するものとし、これ以外の場合にあつては、通常の転飼申請によるものとする。
ア 危害防止などのため、緊急に他の場所に蜂群を移動する必要が生じたものであること。
イ 3週間を限度とした移動であること。
また、避難場所の確保については、以下の条件を遵守するとともに、誠実に

対応すること。

- (ア) あらかじめ避難可能な飼育地を確保し、2次転飼申請を実施することが望ましい。
- (イ) 急遽、避難する必要がある、2次転飼申請によることができない場合は、市町村に相談し、土地所有者の承諾を得た上で避難場所を特定すること。
- (ウ) 周辺3km以内に他の養蜂業者が設置する蜂場がないことを確認するとともに、避難場所を管轄区域とする北海道養蜂協会地区養蜂組合長の合意を得た上で移動すること。
- (エ) 蜜蜂転飼許可変更届の提出に当たっては、土地貸与承諾書（【書式6-1】又は【書式6-2】参照）及び蜂群設置場所図面（【書式8】参照）を作成し、添付すること。

表2. 提出書類の提出先・提出期限等

区 分	様 式	提 出 先	提 出 期 限
蜜蜂飼育に関する調書	書式 1	各振興局農務課 〔ただし、北海道養蜂協会会員にあつては、各地区養蜂組合〕	別に定める日
蜜 蜂 飼 育 届	書式2-1~書式2-3		毎年1月31日
蜜 蜂 飼 育 変 更 届	書式2-1~書式2-3		変更の日から1ヵ月以内
蜜蜂転飼許可申請書 (1次転飼)	書式3-1~書式3-2		飼育を始める日の2ヵ月前
蜜蜂転飼許可申請書 (2次転飼)	書式4-1~書式4-2		飼育を始める日の1ヵ月前
蜜蜂転飼許可変更届	書式 5		変更後すみやかに

(6) 書類の提出等について

各種届出・申請書の提出先、提出期限は表2のとおりとする。

別紙

札幌市都市養蜂における転飼調整について

1 札幌市都市養蜂の範囲

札幌市都市養蜂のエリアは、これまでの転飼調整に係る経過を踏まえ、札幌環状線（道道 89 号線）の内側を目安とする。

※ なお、環状線の内側であっても、札幌地区組合構成員の蜂場に半径 3 km で重複する場合は、従前どおり札幌地区組合との調整（協議）が必要。

2 札幌市都市養蜂の転飼調整

① 札幌市都市養蜂を行うに当たっては、養蜂事業者の共存共栄を図るため、当該年にエリア内で蜜蜂を飼育する他の同業者との調整を要する。

② 札幌市都市養蜂を行う者は、調整に必要な「蜜蜂飼育に関する調書」を提出する。なお、前年と飼育内容に変更がない場合は、提出不要。

③ 調整は、蜜源に対し蜂群数が著しく過剰とならないよう、「札幌市都市養蜂転飼調整会議」で協議し、了承を得る。

なお、地域振興等を目的とした小規模な飼育（2 群以下）であって、次の要件を満たす場合はこれを妨げない。

[要件]

- 腐蛆病等の家畜法定伝染病の発生予防・まん延防止の観点から、蜜蜂を飼育管理する者は、2 年以上の蜜蜂の飼育経験を有していること。
- 申請者及び飼養管理者は、過去 3 年間、養蜂振興法等の関係法令違反により、国や道から指導を受けていないこと。
- 飼育群数は、1 蜂場・1 飼育者（管理者）につき最大 2 群以下であること。

④ 養蜂振興法等関係法令の悪質な法令違反を行った者は、その許可を取り消すとともに、翌年から 3 年間は、札幌市都市養蜂への参入を認めない。

3 「札幌市都市養蜂転飼調整会議」の設置

札幌市都市養蜂の転飼調整を円滑に行うため、「札幌市都市養蜂転飼調整会議」を設置する。

4 札幌市都市部における蜜源量等の調査

札幌市都市部の蜜源量が不明なことから、今後の適正群数の検討に係る参考資料とするため、札幌市都市養蜂を行う者は、道が実施する「札幌市都市部における蜜源等調査」に協力するものとする。

(参考)

札幌市都市養蜂転飼調整会議設置要領

1 趣 旨

札幌市都市部における蜜蜂飼育の状況及び蜜源の状態の把握、蜂群配置に係る調整等を行い、蜂群の適正な配置を図ることを目的に、「札幌市都市養蜂転飼調整会議」（以下、「調整会議」という。）を設置する。

2 組 織

調整会議は、札幌市都市養蜂を行う者（2群以下の小規模飼養者を除く。）で構成する。

なお、必要に応じてオブザーバーを置くことができるものとする。

また、事務局は、北海道農政部生産振興局畜産振興課に置く。

3 協議事項

- (1) 札幌市都市部における蜜蜂の配置調整に関する事
- (2) 札幌市都市部における蜜蜂飼育の状況に関する事
- (3) 札幌市都市部における蜜源の把握に関する事
- (4) その他必要な事項

4 調整会議の開催

- (1) 調整会議は、原則年1回、毎年9月頃に開催する。
- (2) 調整会議は、事務局が招集する。

5 雑 則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、構成員の協議により別に定める。

6 附 則

この要領は、平成27年9月30日より施行する。

蜜蜂飼育に関する調書

○ 該当する欄に必要事項を記入して下さい。選択肢がある項目は、選んだ「□」に「✓」でチェックしてください。

1 蜜蜂を飼おうとしている方について


- (1) 蜜蜂の所有者（飼育者）
 ア 所有者氏名： _____
 イ 所有者住所： _____
 ウ 所有者連絡先：（電話） _____ - _____ - _____
- (2) 蜜蜂の飼養管理者（所有者と管理者が異なる場合）
 ア 管理者氏名： _____
 イ 管理者住所： _____
 ウ 管理者連絡先：（電話） _____ - _____ - _____
- (3) 蜜蜂の所有者と飼養管理者の関係（所有者と管理者が異なる場合）
 作業委託
 雇用（ 正規雇用 アルバイト その他（ _____ ））
 親族 その他（ _____ ）

2 蜜蜂の飼育について

- (1) 飼育の目的
 業としての養蜂 趣味 試験研究 花粉交配
 その他（ _____ ）
- (2) 蜜蜂及び蜜蜂の生産物の販売
 販売する 販売しない
- (3) 飼育予定場所（複数ある場合は、別紙に記載）
 ア 住所： _____
 イ 所有関係
 自己所有地 借地 その他（ _____ ）
 ウ 定飼・転飼の別
 定飼 転飼 越冬時のみ転飼
- (4) 飼育予定群数： _____ 群（ _____ 箱）、（前回調整群数 _____ 群）
- (5) 飼育予定期間： _____ 年 _____ 月 _____ 日～ _____ 年 _____ 月 _____ 日
- (6) 蜜蜂の入手方法
 購入 賃借 その他（ _____ ）
 ※ 購入の場合、その方法
 相対 通信販売 その他（ _____ ）
- (7) 蜜蜂の入手先
 ア 住所： _____
 イ 氏名・名称： _____
- (8) 越冬
 道内 道外（道外の場合、越冬地： _____ 都府県）

3 蜜蜂の飼育技術について

- (1) 蜜蜂飼育経験 _____ 年
- (2) 技術指導を受ける場合
 ア 指導者氏名： _____
 イ 指導者住所： _____

◆ 本調書における個人情報の取扱いについて	
1 本調書に記載された個人情報につきましては、関係法令に基づき適正に管理します。	
2 本調書に記載された情報について、適切な分布調整や腐そ病検査実施のため、市町村、地区養蜂組合等に提供します。	
<input type="checkbox"/> 上記について確認しました。（確認後、□にチェックし、署名してください） 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
署名	<input type="checkbox"/> 

(別紙)

2 蜜蜂の飼育について

(3) 飼育予定場所（複数ある場合）

	飼育場所	土地の所有関係	飼育蜂群数	予定期間
1		<input type="checkbox"/> 自己所有地 <input type="checkbox"/> 借地 <input type="checkbox"/> その他	群 (箱)	月 日 ～ 月 日
2		<input type="checkbox"/> 自己所有地 <input type="checkbox"/> 借地 <input type="checkbox"/> その他	群 (箱)	月 日 ～ 月 日
3		<input type="checkbox"/> 自己所有地 <input type="checkbox"/> 借地 <input type="checkbox"/> その他	群 (箱)	月 日 ～ 月 日
4		<input type="checkbox"/> 自己所有地 <input type="checkbox"/> 借地 <input type="checkbox"/> その他	群 (箱)	月 日 ～ 月 日
5		<input type="checkbox"/> 自己所有地 <input type="checkbox"/> 借地 <input type="checkbox"/> その他	群 (箱)	月 日 ～ 月 日
6		<input type="checkbox"/> 自己所有地 <input type="checkbox"/> 借地 <input type="checkbox"/> その他	群 (箱)	月 日 ～ 月 日
7		<input type="checkbox"/> 自己所有地 <input type="checkbox"/> 借地 <input type="checkbox"/> その他	群 (箱)	月 日 ～ 月 日
8		<input type="checkbox"/> 自己所有地 <input type="checkbox"/> 借地 <input type="checkbox"/> その他	群 (箱)	月 日 ～ 月 日
9		<input type="checkbox"/> 自己所有地 <input type="checkbox"/> 借地 <input type="checkbox"/> その他	群 (箱)	月 日 ～ 月 日
10		<input type="checkbox"/> 自己所有地 <input type="checkbox"/> 借地 <input type="checkbox"/> その他	群 (箱)	月 日 ～ 月 日

別記第1号様式
(第1条関係)

蜜蜂飼育届出書・蜜蜂飼育変更届出書

平成 年 月 日

北海道知事 様

現住所
電話番号
氏名又は名称及び代表者氏名 ㊟

養蜂振興法第3条第1項(第3項)の規定により、次のとおり蜜蜂の飼育(蜜蜂の飼育の変更)について届け出ます。

記

1 年 月 日現在蜜蜂飼育状況

飼育場所	飼育蜂群数

2 年蜜蜂飼育計画

番号	飼育場所	飼育予定 最大計画蜂群数	飼育期間
1			1月1日から 月 日まで
2			月 日から 月 日まで
3			月 日から 月 日まで
4			月 日から12月31日まで

3 届出事項の変更

従来の届出の内容	変更した内容	変更の理由	変更日	番号
			月 日	
			月 日	

- 注
- 氏名又は代表者氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
 - 電話番号は、できるだけ常時連絡が取れる携帯電話の番号としてください。
 - 飼育計画は、1月1日から12月31日までの期間について記入してください。
 - 飼育場所は、字、番地まで記入してください。
 - 本届出に記載された内容については、蜂群の配置調整又は、防疫その他の養蜂の振興に必要な範囲においてのみ利用します。
 - 本届出書を蜜蜂飼育変更届出書として使用する場合は、「1 年 月 日現在蜜蜂飼育状況」の欄及び「2 年蜜蜂飼育計画」の欄の記入は不要です。
なお、蜜蜂飼育計画を変更する場合には、「3 届出事項の変更」の「番号」の欄に、当初の届出書の蜜蜂飼育計画に記載されている番号を記入してください。
 - 届出書には、蜂群設置場所図面その他の知事が定める必要な書類を添付してください。
 - 用紙は、日本工業規格A4とする。

別記第2号様式
(第2条関係)

(北海道収入証紙貼付)

蜜 蜂 転 飼 許 可 申 請 書

平成 年 月 日

北海道知事 様

現住所
通信連絡場所
電話番号
氏名又は名称及び代表者氏名 ㊟

次のとおり転飼したいので、許可されるよう手数料を添え、養蜂振興法第4条第1項の規定により申請します。

記

転飼しようとする場所	左の土地所有者等の住所及び氏名	最大計画蜂群数	転飼期間	飼養管理者の住所及び氏名	備考
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		

- 注
- 1 氏名又は代表者氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
 - 2 電話番号は、できるだけ常時連絡が取れる携帯電話の番号としてください。
 - 3 転飼しようとする場所は、字、番地まで記入してください。
 - 4 本申請に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な範囲においてのみ利用します。
 - 5 申請書には、蜂群設置場所図面その他の知事が定める必要な書類を添付してください。
 - 6 用紙は、日本工業規格A4とする。

蜜 蜂 転 飼 許 可 申 請 書 (別紙)

記

転飼しようとする場所	左の土地所有者等の住所及び氏名	最大計画蜂群数	転飼期間	飼養管理者の住所及び氏名	備考
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		

注1：収入証紙は、【書式3-1】に貼付すること。

注2：【書式3-1】に添付し、必ず割り印を押すこと

別記第1号様式
(第1条関係)

蜜 蜂 転 飼 許 可 申 請 書

平成 年 月 日

北海道知事 様

現住所
通信連絡場所
電話番号
氏名又は名称及び代表者氏名 ㊟

次のとおり転飼したいので許可されるよう、北海道蜜蜂転飼条例第3条第1項の規定により申請します。

記

転飼しようとする場所	左の土地所有者等の住所及び氏名	最大計画蜂群数	転飼期間	飼養管理者の住所及び氏名	備考
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		

- 注 1 氏名又は代表者氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
2 電話番号は、できるだけ常時連絡が取れる携帯電話の番号としてください。
3 転飼しようとする場所は、字、番地まで記入してください。
4 申請書には、蜂群設置場所図面その他の知事が定める必要な書類を添付してください。
5 用紙は、日本工業規格A4とする。

別記第2号様式
(第2条関係)

蜜 蜂 転 飼 許 可 変 更 届

平成 年 月 日

北海道知事 様

現住所
通信連絡場所
電話番号
氏名又は名称及び代表者氏名 ㊟

北海道蜜蜂転飼条例施行規則第2条第1項(第2項)の規定に基づき、下記のとおり
蜜蜂転飼許可事項変更届を提出します。

記

1 変更の理由

2 変更届に該当する許可の状況及び変更内容

(1) 転飼許可の番号
年 第 号

(2) 変更した事項

① 従来の許可の内容

② 変更した内容

- 注
- 1 氏名又は代表者氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
 - 2 電話番号は、できるだけ常時連絡が取れる携帯電話の番号としてください。
 - 3 転飼の場所を変更した場合は、字、番地まで記入してください。
 - 4 変更届には、条例第4条第1項の許可証その他の知事が定める必要な書類を添付してください。
 - 5 用紙は、日本工業規格A4とする。

土地貸与承諾書

平成 年 月 日

土地利用者
-----様

土地所有者
(いずれかに○印をつけて下さい)

土地管理者

住所-----

氏名-----④

蜜蜂の飼育場所として、下記のとおり私の土地を貸与することを承諾します。

記

貸与する土地の所在地	貸与期間	摘要
郡 町 字 番地 市 村	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	

注1 貸与する土地の所在地は、地番まで正確に記載する。

注2 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名とする。

注3 土地の管理者が所有者の了解を得ている場合は、土地管理者名を記載する。

土地貸与承諾書

平成 年 月 日

土地利用者
-----様

土地所有者
(いずれかに○印をつけて下さい)

土地管理者

住所-----

氏名-----④

蜜蜂の飼育場所として、下記のとおり私の土地を貸与することを承諾します。

記

貸与する土地の所在地	貸与期間	摘要
郡 町 字 番地 市 村	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	
郡 町 字 番地 市 村	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	
郡 町 字 番地 市 村	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	
郡 町 字 番地 市 村	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	
郡 町 字 番地 市 村	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	

注1 貸与する土地の所在地は、地番まで正確に記載する。

注2 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名とする。

注3 土地の管理者が所有者の了解を得ている場合は、土地管理者名を記載する。

【書式8】

作成年月日 平成 年 月 日

申請者氏名	
該当する項目に○印	北海道記載欄
飼育届	平成 年 号
一次申請	平成 年 号
二次申請	平成 年 号

蜂群設置場所（設置する場所の所在地）

番号	所在地（番地・林班まで記載）
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	

蜂群設置場所（図面・別添）

- 法務局発行の地番図（山林にあっては、森林管理署等発行の林班図）など
- ※ 図面上で設置場所に●印をつけ、上記の番号を記入すること。

届出・申請等書式一覧

- 事前協議関係
 - 〔書式 1 〕 蜜蜂飼育に関する調書

- 飼育届関係
 - 〔書式 2 - 1〕 蜜蜂飼育届出書・蜜蜂飼育変更届出書
養蜂振興法施行細則 別記第 1 号様式
 - 〔書式 2 - 2〕 蜜蜂飼育届出書・蜜蜂飼育変更届出書（別紙）
 - 〔書式 2 - 3〕 蜜蜂飼育届出書・蜜蜂飼育変更届出書（別紙）

- 転飼許可申請関係
 - 〔書式 3 - 1〕 蜜蜂転飼許可申請書
養蜂振興法施行細則 別記第 2 号様式
 - 〔書式 3 - 2〕 蜜蜂転飼許可申請書（別紙）
 - 〔書式 4 - 1〕 蜜蜂転飼許可申請書
北海道蜜蜂転飼条例施行規則 別記第 1 号様式
 - 〔書式 4 - 2〕 蜜蜂転飼許可申請書（別紙）
 - 〔書式 5 〕 蜜蜂転飼許可変更届
北海道蜜蜂転飼条例施行規則 別記第 2 号様式

- 添付書類
 - 〔書式 6 - 1〕 土地貸与承諾書（蜂場 1 カ所）
 - 〔書式 6 - 2〕 土地貸与承諾書（蜂場複数カ所）
 - 〔書式 7 - 1〕 確認書（北海道養蜂協会会員用）
 - 〔書式 7 - 2〕 申立書（北海道養蜂協会会員以外の養蜂業者用）
 - 〔書式 8 〕 蜂群設置場所図面